

大阪府漁業調整規則第11条第1項に基づく公示内容について

漁業法(昭和24年法律第267号)第42条第1項、同法第58条及び大阪府漁業調整規則(令和2年大阪府規則第126号)第11条第1項の規定に基づき、同規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年10月25日

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数 及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関 の馬力数	操業 区域 (※)	漁業時期	漁業を営む 者の資格
	船舶の 数	船舶の 総トン数	漁業者の 数				
うなぎ 稚魚漁業	-	-	53人	-	1	令和6年1月21日から 令和6年5月20日まで	当該漁業を営む 又は営もうとする者 (個人に限る。)
			95人		2		
			23人		3		
			127人		4		
			86人		5		
			33人		6		
			24人		7		
合計			(441人)				

※操業区域は、以下のとおり

1. 長柄橋下流の新淀川から大和川に至る区域
2. 大和川以南から堺市、高石市境界に至る区域
3. 堺市、高石市境界から大津川に至る区域
4. 大津川から近木川に至る区域
5. 近木川から櫻井川に至る区域
6. 櫻井川から男里川に至る区域
7. 男里川から大阪府と和歌山県境に至る区域

2. 申請すべき期間

令和5年10月25日から令和5年12月25日まで